

第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和元年11月29日 午前10時00分 招集
2. 令和元年12月11日 午前10時00分 開議
3. 令和元年12月11日 午前11時35分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	松岡幸治
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	荒木仁	農業委員会事務局長	渡邊一倫

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 73 号 阿蘇市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部改正について
- ② 議案第 74 号 阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第 78 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 81 号 令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 82 号 令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 102 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市光ネットワーク施設)
- ⑦ 議案第 103 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理に関する事務の変更及び規約の一部変更について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 76 号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ② 議案第 77 号 阿蘇市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第 78 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 79 号 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 80 号 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 92 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市阿蘇体育館)
- ⑦ 議案第 93 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市阿蘇体育館武道場)
- ⑧ 議案第 94 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市阿蘇多目的広場)
- ⑨ 議案第 95 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市阿蘇農村公園あびか)
- ⑩ 議案第 96 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市温水プール・温泉施設)
- ⑪ 議案第 97 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市交流促進センター)
- ⑫ 議案第 98 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市就業改善センター)
- ⑬ 議案第 99 号 公の施設の指定管理者の指定について

(阿蘇市一の宮体育館)

- ⑭ 議案第 100 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド)
- ⑮ 議案第 101 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市一の宮運動公園)
- ⑯ 陳情第 1 号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 75 号 阿蘇市下水道条例の一部改正について
- ② 議案第 78 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 83 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター)
- ④ 議案第 84 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市一の宮町中央駐車場)
- ⑤ 議案第 85 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」)
- ⑥ 議案第 86 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇中央公園)
- ⑦ 議案第 87 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市農林水産物処理加工施設)
- ⑧ 議案第 88 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設)
- ⑨ 議案第 89 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市古代の里キャンプ村)
- ⑩ 議案第 90 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市農村環境改善センター)
- ⑪ 議案第 91 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市高品質堆肥製造施設)
- ⑫ 議案第 104 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑬ 議案第 105 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑭ 議案第 106 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑮ 議案第 107 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯淺正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者の名簿のうち、副市長が公務のため出席できないことを申し添えておきます。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

本日、午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

一般質問の取り扱いにつきまして、今期定例会の一般質問の通告者は 8 名が予定されております。従いまして、一般質問を 12 月 12 日と 13 日の 2 日間とし、12 日 5 名、13 日 3 名といたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯淺正司君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） ご異議なしと認めます。従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第 1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

① 議案第 73 号 阿蘇市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部改正について

② 議案第 74 号 阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

③ 議案第 78 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について

④ 議案第 81 号 令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

⑤ 議案第 82 号 令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

⑥ 議案第 102 号 公の施設の指定管理者の指定について

（阿蘇市光ネットワーク施設）

⑦ 議案第 103 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理に関する事務の変更及び規約

の一部変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第73号「阿蘇市職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部改正について」他6件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

○総務常任委員長（田中弘子君） おはようございます。ただ今より総務常任委員会委員長報告をいたします。

令和元年第3回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案7件であります。12月3日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして、報告いたします。

最初に、議案第73号「阿蘇市職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「財政課」の予算について審査を行いました。

委員より「車帰区の風車及び変電施設用地、風力発電事業用地の貸付に当たって、風車が景観を阻害していると考えますが、熊本県から共同企業体への運営権譲渡の際には、撤去の検討はなされなかったのか。」との質疑があり、財政課長から「熊本県が持っていた再生可能エネルギー固定価格買い取り制度20年の残り期間である令和7年度末までを、民間に譲渡するものであり、この7年を経過した後、1年以内に施設を撤去するとの覚書が締結されています。」との答弁があり、また、別の委員より「運営譲渡した7年間は、世界文化遺産登録のスケジュールも加味したものか。」との質疑があり、課長から「県企業局が公募を行う際に文化庁にも照会し、撤去期限の確約があれば景観阻害要因にはならないとの回答をいただいています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「地方バス運行等特別対策補助金の内容は。」との質疑があり、企画係長から「県内の路線バス運行に係る人件費や物件費等の必要経費から運行収入を差し引いた赤字部分に対し、各自治体が補てんするものです。」との答弁があり、また、委員より「赤字路線の廃止をせず、乗客があまり利用しない路線の運行に対しても県内自治体が負担するのか」との質疑があり、係長から「産交バスには路線廃止の決定権はなく、赤字路線でも自治体が要望する路線を運行していますので、自治体が負担することになります。路線の

廃止、また、それに伴う乗合タクシーへの移行も自治体の判断になります。」との答弁がありました。

関連して、別の委員より「産交バスの赤字が増加した要因について、詳細な説明を。」との質疑があり、係長から「ドライバーのなり手不足の対策として行った人件費の増加が、主な要因となっています。阿蘇市管内については運賃を抑えていることもあり、利用料金で人件費の赤字を補うのは難しい状況になっています。今後、利用改善を図っていくと同時に、産交バスへ経営努力を促していく必要もあるかと思いますが、人件費の上昇は続いていくように思われます。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より「光ネットワーク維持業務委託料（無電柱化事業分）について、水道管や下水道管等、今後進めようとする埋設計画も事前に把握したうえで調整が必要と思われる。」との意見があり、総務課長から「そのような情報も収集し、調整のうえ再工事とならないように進めてまいります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 81 号「令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第 82 号「令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」を一括議題として審査を行いました。

委員より「財産区の入会権について、分収割合はどのようになっているのか。」との質疑があり、財政課長補佐から「土地の処分については、牧野が 70%で財産区が 25%、市が 5%となっており、賃借については、牧野が 85%で財産区が 13%、市が 2%の割合となっています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、議案第 81 号及び議案第 82 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 102 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市光ネットワーク施設）」であります。

委員より「当該センター施設には、最も重要なサーバーが設置されているが、管理者が常駐する場所から離れており、砂防堰堤の真下に位置し、機器類が嫌う湿気の多い場所である。多大な予算が必要かと思うが、移設を検討する余地はあるか。」との質疑があり、総務課長から「国の補助事業により建設されており、補助金等適正化法との関連もありますが、機会をみて検討する必要があると考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 103 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理に関する事務の変更及び規約の一部変更について」であります。

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するもの

と決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 78 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 78 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 73 号「阿蘇市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 73 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 73 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 74 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 74 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 81 号「令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」並びに議案第 82 号「令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」を一括して採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 81 号並びに議案第 82 号を一括して採決することに決定いたしました。

これより、議案第 81 号並びに議案第 82 号について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 81 号並びに議案第 82 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 81 号並びに議案第 82 号は、

委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 102 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市光ネットワーク施設）」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 102 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 102 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理に関する事務の変更及び規約の一部変更について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 103 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 103 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 76 号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ② 議案第 77 号 阿蘇市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第 78 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 79 号 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 80 号 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 92 号 公の施設の指定管理者の指定について
（阿蘇市阿蘇体育館）
- ⑦ 議案第 93 号 公の施設の指定管理者の指定について
（阿蘇市阿蘇体育館武道場）
- ⑧ 議案第 94 号 公の施設の指定管理者の指定について
（阿蘇市阿蘇多目的広場）
- ⑨ 議案第 95 号 公の施設の指定管理者の指定について
（阿蘇市阿蘇農村公園あびか）
- ⑩ 議案第 96 号 公の施設の指定管理者の指定について
（阿蘇市温水プール・温泉施設）
- ⑪ 議案第 97 号 公の施設の指定管理者の指定について
（阿蘇市交流促進センター）
- ⑫ 議案第 98 号 公の施設の指定管理者の指定について
（阿蘇市就業改善センター）

⑬ 議案第 99 号 公の施設の指定管理者の指定について

(阿蘇市一の宮体育館)

⑭ 議案第 100 号 公の施設の指定管理者の指定について

(阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド)

⑮ 議案第 101 号 公の施設の指定管理者の指定について

(阿蘇市一の宮運動公園)

⑯ 陳情第 1 号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書

○議長(湯浅正司君) 次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 76 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」他 15 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長(森元秀一君) おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和元年第 3 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 15 件、陳情 1 件であります。12 月 4 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 76 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

委員より「今回の改正で保育事業など影響はあるのか。」との質疑があり、福祉課長から「この改正による影響は特にありません。また、事業実施に対する相談もあっておりません。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 77 号「阿蘇市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について」であります。

委員より「今回の条例改正による予算の増額は。」との質疑があり、福祉課長から「新たに 1,000 人前後の対象者が増え、更に自己負担もないことから、1,500 万円から 2,000 万円程度の増額を見込んでいます。」との答弁がありました。

また、委員より「改正に伴う住民への周知は、どのようにされるのか。」との質疑があり、課長から「受給者証の送付の際に、制度を詳しく記載した資料を同封いたします。また、ホームページ掲載や市外に対する情報発信にも努めてまいります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 78 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より「乙姫小学校の解体内容は。」との質疑があり、学務係長から「一部 3 階建ての校舎を解体し、体育館横の平屋建ては残すことで計画をしています。」との答弁がありました。委員より「今後の利用も含め、地域の方々との意見交換をしながら進めてもらいたい。」

との意見がありました。

また、委員より「英語検定チャレンジ事業の内容は。また成果は出ているのか。」との質疑があり、係長から「現在、2回の英語検定が実施され、中学3年生を主に127名が受験しています。また第3回目は中学1、2年生を主に年明けに計画しており、併せて小学校5、6年生を主に英検ジュニアの実施を計画しています。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より「子育て支援センターについて、旧乙姫小学校へ移転する時期は。」との質疑があり、福祉課長から「解体工事や移転設計の時期が影響しますが、令和2年度内には完成、移転を目指しています。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

委員より「コンビニ交付に移行してからの動向は。」との質疑があり、市民課長から「本年2月からコンビニ交付を開始していますが、10月までの実績として329件の利用があり、主に住民票や印鑑登録証となっています。まだ以前の自動交付機の実績までには及んでいませんので、今後マイナンバーの取得と併せて、コンビニ交付の利用啓発に努めてまいります。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

委員より「健康管理システム改修に伴い、マイナンバーの普及は行っているのか。」との質疑があり、母子保健係長から「乳幼児健診時に、市民課担当者からマイナンバー制度の説明や導入のお知らせなど推進を図っています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第79号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第80号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第92号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館）」、議案第93号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館武道場）」、議案第94号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇多目的広場）」、議案第95号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇農村公園あびか）」、議案第96号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市温水プール・温泉施設）」、議案第97号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市交流促進センター）」、議案第98号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市就業改善センター）」、議案第99号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮体育館）」、議案第100号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド）」、議案第101号「公の施設の指定管理者の

指定について（阿蘇市一の宮運動公園）」を一括議題として審査を行いました。

委員より「アゼリア 21 施設について、現在の指定管理者が来られてからの動向は。」との質疑があり、教育部長から「平成 24 年からの平均的な利用者数は、昨年度実績では若干伸びていますし、維持管理においても技術的な分野の職員もおり、適切な管理運営等がなされています。また、指定管理者としてのノウハウを生かした、様々な実施プログラムなども開催されています。」との答弁がありました。

また、委員より「健康増進に多分な貢献をしていると思うが、施設の老朽化に対し、計画的な改修を行う必要があるのでは。」との質疑があり、部長から「課内の検討委員会で長期的な修繕計画や大規模改修等について検討をしています。今後、突発的な営業停止にならないよう、専門的な技術者を入れた中で、検査・調査等を行いたいと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「阿蘇体育館の駐車場が狭いと思うが、周辺の駐車場確保をどう考えているのか。」との質疑があり、部長から「今後、東側の仮設住宅部分を駐車場として確保し、大規模なイベントについては、内牧支所などの利用やシャトルバスなどで対応しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「指定期間の基準は、どう決められているのか。」との質疑があり、財政課長から「施設については、地域振興型とサービス提供型の大きく 2 つに分類し、基本的には、地域振興型は収益が上がる施設であるため 3 年間とし、サービス提供型は収益だけでは賄うことができないような施設で 5 年間で指定期間としています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、議案第 92 号から議案第 101 号までは、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第 1 号「国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書」についてであります。

委員より「これまでに、様々な場面で社会的弱者支援などの要望活動を行っており、あえて我々一つの自治体の議会が意見書を出す必要はないものと思われることから、保留すべきだと考えます。」との意見があり、別の委員より「私は採択してもいいと思う。」との意見もありました。また、別の委員より「陳情に対しては賛成ですが、まずは国保運営の安定化として、予防や健康づくりの促進が必要と思われることから、趣旨採択でいいのではないか。」との意見がありました。また、ほけん課長から「厳しい国保財政を考慮すれば、陳情の趣旨に基本的には賛同いたしますが、意見書（案）の記述にいくつか誤解を招く部分が見られます。例えば、『県営化によって細かな住民サービスが低下するのは目に見えており』については、必ずしもそうとは限りませんので、このままの内容で採択することには問題があると思います。」との補足説明がありました。

以上のような審査を経て、挙手による採決を行った結果、陳情第 1 号は、賛成多数で趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。
6番議員、竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 6番議員、竹原です。

質疑にあたるかどうかちょっとわかりませんが、この陳情の第1号の中で執行部のほけん課長が補足説明をする必要はあったんでしょうか。その辺をちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（湯浅正司君） 文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長（森元秀一君） 今のことですが、委員のほうから意見が求められたから、ほけん課長のほうから説明がありました。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

5番議員、立石昭夫君。

○5番（立石昭夫君） 5番です。

小学校のことでちょっと気になっているので質問しますが、解体のことで、一部3階建てとなっておりますけれども、一部2階建てじゃないんでしょうか。その辺はどうですか。

○議長（湯浅正司君） 文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長（森元秀一君） 委員会のほうで課長が答弁したことでありますので、課長のほうに説明を求めます。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えします。この部分につきましては、学務係長のほうから答えさせていただきましたけれども、乙姫小学校が一部3階建てということで、山部係長がお答えいたしました。またちょっと詳しく調べましてお答えしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 暫時休憩します。10時45分から再開したいと思います。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 大変申し訳ございません。先ほどの件についてお答えをいたします。

委員会の中では、担当係長のほうが3階建てということで申し上げましたが、建物そのものは2階建てでございます。一部、屋上に付帯施設等がありますので、そういった部分を含めて3階建てという言い方をしたものだと思われまして、建物そのものは校舎

2階建てでございますので、こちらにつきましては2階建てということで訂正をさせていただきたいと思っております。今後、このようなことがないように十分注意をして対応のほうをいたします。大変申し訳ございませんでした。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 今の内容は、委員会である委員が質問された、解体の規模、予算に伴う解体規模についていろいろ聞かれた内容で、課長が答弁できなくて係長が答弁された内容なんですけれども、そういったできなかったことに対してきちんと復習されて、やはりこういった全体会議の場で質問されたときには答えられるようにしておいていただきたいと、お願いいたします。よろしいですか。

○議長（湯浅正司君） これより、議案第78号、「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

6番議員、竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 6番議員、竹原です。

私は、陳情の第1号、これを趣旨採択にすることに対しては、反対です。というのは、現実、国民健康保険税に対しての国庫補助金増額に対しては、全国の知事会、そして都道府県県議、県議会議長会、それから全国市長会、それから全国市議会議長会、全国町村会、それから全国町村議会議長会も、これも2018年11月に制度改正、全国大会を開き、この中で保険者に対し、これ以上の負担を求めることは極めて困難な状態ということで、毎年3,400億円の公費投入を確実に行うという決議を上げています。今回の陳情、まさに国民健康保険税への国庫補助金を増額していく、そういう内容であり、この陳情を各自治体が国に対してあげていくことは必要であるということで、この趣旨採択については反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 私は、趣旨採択に賛成いたします。

内容が、今、竹原議員が反対意見で述べられた内容とこの文書で出されている内容が若干部分によってはかなり違います。そういった意味で、本当は継続にして、この文書が本当に事実かどうかを確認して、内容を知事会が言われているということでしたけれども、その内容はこの文章の内容が一致しているかどうか確認しないといけないと思っておりましたが、委員会では趣旨採択ということで、表題についての国庫負担の割合を、求める陳情というのはいいことですので、これについては、趣旨については賛同しますけれども、書いてある内容に文書、特に意見書においては、事実確認とか、知事会で言われている内容と若干違うところが結構あると思いますので、趣旨のみ採択すべきであると、そのように思います。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第78号「令和元年度阿蘇市一般会

計補正予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 76 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 76 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号「阿蘇市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 77 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 77 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 79 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 79 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 80 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館）」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 92 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館武道場）」

を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 93 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 93 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇多目的広場）」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 94 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇農村公園あびか）」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 95 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 95 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市温水プール・温泉施設）」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 96 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 96 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市交流促進センター）」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 97 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 97 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市就業改善センター）」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 98 号は、委員長の報告のとおり決

定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 98 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮体育館）」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 99 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 99 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 100 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド）」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 100 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 100 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 101 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮運動公園）」を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 101 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 101 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 1 号「国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書について」採決をいたします。

先ほど反対討論がありましたので、この陳情第 1 号は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。それでは、これより起立による採決をいたしますが、採択、趣旨採択、不採択の順にそれぞれ行いたいと思います。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 一番最初の採択の意味は、この陳情書で賛成という形ですね。そして、次の 2 番目が趣旨採択に賛成と、3 番目が不採択ということは、ちょっと理解できないんですけれども。

○議長（湯浅正司君） 事務局のほうから説明させます。

○議会事務局長（本山英二君） それでは、説明します。通常、採択としますと陳情を採択しますので、その後、意見書を国に出すということを普通段取りとしてやります。それから、

趣旨採択にしますと、この陳情に対しては、先ほど言いましたように賛同はされますが、それ以上の意見書を議員として採択をして提出することはありません。それから、不採択というのは、もう端からこの陳情については不採択ということで、その三つになります。

○議長（湯浅正司君） いいですか。

まず、この陳情第1号について、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 次に、この陳情第1号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） それでは、趣旨採択が起立多数でしたので、陳情第1号は、趣旨採択とすることに決定いたします。

お諮りいたします。暫時休憩します。それでは、11時10分から再開いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第75号 阿蘇市下水道条例の一部改正について
- ② 議案第78号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター)
- ④ 議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市一の宮町中央駐車場)
- ⑤ 議案第85号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」)
- ⑥ 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇中央公園)
- ⑦ 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市農林水産物処理加工施設)
- ⑧ 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設)
- ⑨ 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市古代の里キャンプ村)
- ⑩ 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市農村環境改善センター)
- ⑪ 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について

(阿蘇市高品質堆肥製造施設)

- ⑫ 議案第 104 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑬ 議案第 105 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑭ 議案第 106 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑮ 議案第 107 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長(湯浅正司君) 次に、経済建設常任委員会に付託をしたしました議案第 75 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」ほか 14 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、五嶋義行君。

○経済建設常任委員長(五嶋義行君) 経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和元年第 3 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 15 件であります。12 月 5 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 75 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」であります。

住環境課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 78 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より「無電柱化事業委託料について、道路を新設する際に同時に整備を行うことは出来ないのか。また、本事業に関する補助金はないのか。」との質疑があり、建設課長から「通常の道路改良工事より高額となります。補助制度の活用については、対象地域などの条件もあり、また、現在進めている工事状況などを踏まえると事業の実施は厳しいものと考えます。」との答弁がありました。

また、別の委員より「県管理河川護岸雑草処理補助金について、河川に繁殖する竹や笹については、単に刈り取るのではなく、その後に焼却し根まで燃やす方法は、かなりの効果上がるものとするが。」との意見があり、課長から「今後の参考にさせていただきます。」との答弁がありました。

次に、「農業委員会」の予算について審査を行いました。

委員より「耕作放棄地解消事業に関し、該当する農地は何年ぐらいの期間、放棄されているのか。」との質疑があり、農業委員会事務局長から「3 年から 4 年の期間の放棄となっています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「阿蘇市内の耕作放棄地の状況を。」との質疑があり、事務局長から、「今年度の農地パトロールの集計結果は、約 32.3ha の耕作放棄地を発見しています。昨年度が 28.5ha、その前の年が 17.6ha と、大幅に増加しているような状況です。」との答弁がありました。

別の委員より「耕作放棄地の解消に向けた、管理公社のような組織設置などの検討も必要と思われる。」などの意見がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

観光課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より「事業用地（阿蘇神社周辺整備事業）の購入費について詳細な説明を。」との質疑があり、まちづくり課長から「土地については路線価額を参考に坪単価 5 万円から 6 万円で算出しており、今後、購入が予定される建物については、市の評価額などを参考に算出したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より「強い農業づくり支援事業補助金、アスパラ選果機の導入についての財源内訳を。」との質疑があり、農政課長から「財源は国から県を経由して補助されるもので、補助率は 2 分の 1 以内、事業費が 6,837 万 6,000 円となります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、まちづくり課所管、議案第 83 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター）」、議案第 84 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮町中央駐車場）」、議案第 85 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」）」、議案第 86 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇中央公園）」、議案第 87 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農林水産物処理加工施設）」、議案第 88 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設）」を一括議題として審査を行いました。

委員より「議案第 85 号の阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」と議案第 86 号の阿蘇中央公園の指定期間が 2 年である理由は。」との質疑があり、まちづくり課長から「6 月定例議会で予算計上させていただきました本施設の電動カートについて、今後、利用料を徴収することを踏まえ、収入状況を確認する期間を要することから、今回は 2 年の期間設定としました。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、議案第 83 号から議案第 88 号までは、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、観光課所管、議案第 89 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市古代の里キャンプ村）」であります。

委員より「本施設の条件などについて詳細な説明を」との質疑があり、財政企画係長から「本施設の募集期間は 5 年で募集しています。管理に関しましては市のほうからの指定管理料の支払いはなく、指定を受けた団体がキャンプ場の収入をもって運営をすることになっています。また、収益に関しては変動納付金を定めており、事業収入から経費を差し引いた残りの金額に対し、250 万円を控除した額の 30%を市に納付するという内容になっています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農政課所管、議案第 90 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農村環境改善センター）」、議案第 91 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市高品質堆

肥製造施設)」を一括議題として審査を行いました。

委員より「阿蘇市高品質堆肥製造施設から発生する異臭の状況は。」との質疑があり、農政課長から「これまでも指定管理者のほうで、異臭を別の臭いに転換する薬剤を使用するなどの対策を執られています。風向き、搬入される畜ふんの量や状態などによって、異臭が発生することもありますので、今後、指定管理者と新たな異臭軽減策の検討を進めたいと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、議案第 90 号及び議案第 91 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 104 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 105 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 106 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」、議案第 107 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」を一括議題として審査を行いました。

農政課長から補足説明があり、審査を経た結果、議案第 104 号から議案第 107 号までは、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番議員、園田ですけれども、議案第 86 号のあそ☆ビバの電動カートの今後、利用料を徴収することと書いてありますけれども、この利用料というのは決定しているんですか。

○議長（湯浅正司君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） まだ、今の段階で利用料金までは確認しておりません。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 78 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 78 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 75 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 75 号は委員長の報告のとおり決定

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 75 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター）」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 83 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮町中央駐車場）」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 84 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ）」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 85 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇中央公園）」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 86 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 86 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農林水産物処理加工施設）」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 87 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設）」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 88 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 88 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市古代の里キャンプ村）」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 89 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農村環境改善センター）」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 90 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市高品質堆肥製造施設）」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 91 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 104 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」並びに議案第 107 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までを一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 104 号から議案第 107 号までを一括して採決することに決定いたしました。

これより、議案第 104 号から議案第 107 号までについて採決をいたします。本案に対する

委員長の報告は可決であります。議案第 104 号から議案第 107 号までについては、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 104 号から議案第 107 号までについては、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 78 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く案件について、討論・採決が終わりました。

これより、議案第 78 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論ありませんか。

13 番議員、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 13 番議員、大倉です。

先ほど立石議員からご指摘があったところですが、一部 3 階建ての校舎を解体しとありますけれども、この報告書のとおりでいくのか、ちゃんと 2 階建てに書き直して報告書を書き改めるのか、返答をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 今、大倉議員より修正の提案がありました。

事務局のほうから説明させます。

○議会事務局長（本山英二君） 今、報告書につきましては、実際に委員会の中で発言を執行部がされたものを、事実関係をちゃんと書いておりますので、それが修正となれば執行部の教育課のほうから修正の申し出があれば、それを受けて、報告書を訂正してやると思います。あくまでも報告書は委員会の中で執行部が発言したとおりにつくっておりますので、その変更というのは基本できませんので、執行部から訂正で申し出があれば、それを受けて、了解を得れば報告書を変更することはできます。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 3 階建てについては誤りでございますので、訂正のほうをさせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 議員の皆さんに、今、訂正しますということですので、教育部長が言われましたが。文教厚生常任委員会の委員長報告の 4 ページの下から 4 行目の一部「3 階建て」と書いてありますが、これを「2 階建て」に訂正をして、作成をすることで議員の皆さんにお諮りしたいと思いますが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。修正を議会として認めます。修正をお願いしたいと思います。

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 78 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 78 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。これをもって、本日の会議を散会いたします。お疲れ様でございました。

午前 11 時 35 分 散会